



# 宮崎県公報

平成20年3月27日(木曜日) 第1967号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者対策課) 1	○指定居宅介護支援事業者の指定……………( “ ) 2	○指定介護予防サービス事業者の指定……………( “ ) 2	○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更……………( “ ) 2	○指定居宅サービス事業の廃止……………( “ ) 2	○指定居宅介護支援事業の廃止……………( “ ) 3	○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更……………( “ ) 3	○指定介護予防サービス事業の廃止……………( “ ) 3	○保安林の指定施業要件の変更通知のあて先不明について……………(自然環境課) 4	○道路の区域の変更(4件)……………(道路保全課) 5	○道路の供用の開始(3件)……………( “ ) 6	○都市計画事業の変更の認可(2件)……………(公園下水道課) 6	○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 7
<h3>公 告</h3>												
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(生活・文化課) 7	○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(地域産業振興課) 7											

○肥料の登録の有効期間の更新……………(宮農支援課) 8	○県営土地改良事業計画の策定……………(農村整備課) 9	○県営土地改良事業計画の変更(3件)……………( “ ) 9	○市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定(2件)……………( “ ) 9	○県営土地改良事業の工事の完了……………( “ ) 9	○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 9	<h3>人事委員会規則</h3>						
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………10	○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………10	<h3>選挙管理委員会告示</h3>										
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………10	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………10	<h3>県議会告示</h3>										
○宮崎県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示……………11	<h3>正 誤</h3>											
○平成19年10月1日付け県公報(号外第105号)中……………18												

## 告 示

### 宮崎県告示第214号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104218	木花デイサービスセンター	宮崎県宮崎市熊野字今江9910番地4	有限会社ひかり苑	宮崎県宮崎市熊野9898番地2	平成20年2月25日	通所介護
4570104234	訪問介護事業所ハッピースマイル	宮崎県宮崎市大工1丁目9番30号	株式会社土田総合企画	宮崎県宮崎市大工1丁目9番30号	平成20年2月18日	訪問介護
4570104242	デイサービスハッピースマイル	宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2	株式会社土田総合企画	宮崎県宮崎市大工1丁目9番30号	平成20年2月18日	通所介護
4570201774	有限会社西迫医科器械店	宮崎県都城市南横市町2121番地1	有限会社西迫医科器械店	宮崎県都城市南横市町2121番地1	平成20年2月5日	特定福祉用具販売
4570301335	特定非営利活動法	宮崎県延岡市大瀬	特定非営利活動法	宮崎県延岡市大瀬	平成20年2月1日	訪問介護

人延岡市しょうがい者大輪の会	町 1 丁目 9 番地 10	人延岡市しょうがい者大輪の会	町 1 丁目 9 番地 10	
----------------	----------------	----------------	----------------	--

宮崎県告示第 215号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成20年 3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570301350	居宅介護支援事業所 ケアサポート ささゆり	宮崎県延岡市緑ヶ丘 4 丁目 19 番 6 号	特定非営利活動法人 ささゆり	宮崎県延岡市緑ヶ丘 4 丁目 19 番 6 号	平成20年 2月 1日	居宅介護支援

宮崎県告示第 216号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成20年 3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104234	訪問介護事業所 ハッピーマイル	宮崎県宮崎市大工 1 丁目 9 番 30 号	株式会社土田総合企画	宮崎県宮崎市大工 1 丁目 9 番 30 号	平成20年 2月 18日	介護予防訪問介護
4570104242	デイサービス ハッピーマイル	宮崎県宮崎市下北方町塚原5807-2	株式会社土田総合企画	宮崎県宮崎市大工 1 丁目 9 番 30 号	平成20年 2月 18日	介護予防通所介護
4570201774	有限会社 西迫医科器械店	宮崎県都城市南横市町2121番地 1	有限会社西迫医科器械店	宮崎県都城市南横市町2121番地 1	平成20年 2月 5日	特定介護予防福祉用具販売
4570301335	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	宮崎県延岡市大瀬町 1 丁目 9 番地 10	特定非営利活動法人延岡市しょうがい者大輪の会	宮崎県延岡市大瀬町 1 丁目 9 番地 10	平成20年 2月 1日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 217号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年 3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4570100406	有限会社 ケアサービス田之上指定訪問介護事業所	宮崎県宮崎市橘通西 5 丁目 5 - 63	有限会社 ケアサービス田之上指定訪問介護事業所	宮崎県宮崎市船塚 2 丁目 182 - 1	平成20年 2月 17日	訪問介護
4570400418	ほりかわ苑デイサービスセンター	宮崎県日南市春日町 5 - 18	ほりかわ苑デイサービスセンター	宮崎県日南市春日町 5 - 22	平成20年 2月 4日	通所介護

宮崎県告示第 218号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定  
居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 27 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560190144	訪問看護ステーションエンゼル	宮崎県宮崎市広原 1350	医療法人恒友会	宮崎県宮崎市生目 台東 4-18-2	平成 20 年 2 月 29 日	訪問看護
4570301301	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目 13 番 1	セントケア宮崎株 式会社	宮崎県宮崎市江平 東町 6 番 14 号	平成 20 年 2 月 29 日	訪問介護

#### 宮崎県告示第 219 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により、指定  
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 27 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570102725	いきめの里指定居 宅介護支援事業所	宮崎県宮崎市小松 字口ノ坪 2872 番地 1	社会福祉法人海菊 会	宮崎県宮崎市小松 字口ノ坪 2872 番地 1	平成 20 年 2 月 28 日	居宅介護支援
4571700246	一心外科医院	宮崎県北諸県郡三 股町樺山 4969-1	医療法人一心外科 医院	宮崎県北諸県郡三 股町樺山 4969-1	平成 20 年 2 月 21 日	居宅介護支援

#### 宮崎県告示第 220 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、  
指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次の  
とおり届出があった。

平成 20 年 3 月 27 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570100406	有限会社 ケアサ ービス田之上指定 訪問介護事業所	宮崎県宮崎市橘通 西 5 丁目 5-63	有限会社 ケアサ ービス田之上指定 訪問介護事業所	宮崎県宮崎市船塚 2 丁目 182-1	平成 20 年 2 月 17 日	介護予防訪問 介護
4570400418	ほりかわ苑デイサ ービスセンター	宮崎県日南市春日 町 5-18	ほりかわ苑デイサ ービスセンター	宮崎県日南市春日 町 5-22	平成 20 年 2 月 4 日	介護予防通所 介護

#### 宮崎県告示第 221 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、  
指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 27 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570301301	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目13番1	セントケア宮崎株式会社	宮崎県宮崎市江平東町6番14号	平成20年2月29日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 222号

保安林の指定施業要件の変更（平成20年宮崎県告示第 134号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日南市役所 野辺松美、大字吉野方外五村総代人黒木喜作

日向市役所 渡邊太、黒木セツミ、山口トマ、山口久美男、山口光夫、山口照信、山口藤市、山田アキ、児玉丑之助、小川義信、中谷亀太郎、藤崎品吉、平塚庵、矢野旭、日高繁憲、海野竹雄

串間市役所 加藤ミオル、加藤重信、松下速、川畑次雄、中山ミチヨ、中山元義、中山三郎、中山秋夫、中山数広、中山莊一郎、鈴木幸雄、鈴木国男、鈴木善友、和田三男、井手喜一、井手秀人、井手勝一、鶴木七郎、永坂富重、塩屋寅好、河野武夫、岩切政志、岩本茂、岩本榮、吉田正純、吉田徳之、魚本陸男、山下貢次郎、山下由幸、寺迫寸水、松本洋、神田善人、瀬治山ロク、川崎和雄、川崎尅徑、川畑常憲、川畑常三郎、川畑信良、川畑善次郎、川畑富弘、谷川健三、谷川陳水、中村スエ、中村憲雄、中村荒記、中村富雄、長嶺ツル、田中儀、田中謙二、田中重隆、田中千房、土肥仁一郎、堂森恒文、堂森守光、堂森貞光、福田孝義、門川富義、門川林今朝、門川和太郎、野邊亀吉、野邊健一、野邊今朝秋、野邊勝己、野邊洋一、柳田安、柳田國幸、林浅吉、枅田景行、關岡義昭、迫畑幸一、鍋倉繁年

北郷町役場 清武久康

門川町役場 右今清吉、右松末眞、岩井種治、岩井猪之吉、岩井伝治、岩井徳治、岩井平吉、岩井又治、岩井力蔵、岩井興八、岩下モキ、岩下笹治、岩下三代吉、岩切安治、岩切宇太郎、岩切嘉吉、岩切元吉、岩切新九郎、岩切谷五郎、岩切留吉、宮本善太郎、宮本彌久治、金井金治、金井庄蔵、金井倉治、金丸伊勢治、金丸丑五郎、金丸治吉、金丸長蔵、駒木根嘉吉、熊坂藤八、古谷幾治、古谷源次郎、古谷治郎吉、戸田彌吉、戸田彌太郎、江川セツ、江川ハヤ、江川虎市、江川鹿松、高山伊作、黒木才吉、黒木高治、佐野ミナ、山口富吉、志田儀四郎、志田八十治、志田利三郎、志田利平、児玉初治、児玉藤吉、柴田近松、柴田九十九、柴田結四郎、柴田綱吉、柴田長次郎、出口ツイ、小谷儀平、小谷久三郎、小谷金蔵、小谷道治、小谷徳治、小谷万治、小池栄吉、小池熊吉、小池仲治、小池留治、小邑熊吉、小邑若松、小邑千太郎、小邑惣治、松山金次郎、松本金太郎、松葉勘次郎、松葉新太郎、森奈治、深田松次郎、水永喜久彌、水永浅治、清水重義、早瀬佐六、大山菊太郎、大野イネ、瀧下喜太郎、瀧口長太郎、瀧本龜八、瀧本虎吉、谷口金治、谷口辰彌、炭倉喜代治、炭倉久市、炭倉才太郎、炭倉民治、炭倉

廣吉、池田栄治、池田瀧彌、中山栄吉、中山金松、中村源次郎、中村今朝松、中村新作、中村浅吉、中村長松、田口久四郎、峰喜十郎、峰初治、峯今朝吉、峯里平、堀田澤治、木下源次郎、井上浜太郎、河野恵子、橋口亜玲子、高木高美、黒木福一郎、志田貢、鹿嶋重三郎、中城豪、井野内速見、河野品三、金丸百一、黒木栄蔵、重黒木章雄、小林喜八郎、松尾継彦、清水信之、赤澤剛、瀧本清八、瀧本盛芳、瀧本民弥、中山嘉吉、中山茂、田中ナツエ、田伏採、米良邦子、峰村市城、堀田右芳、本田エイ子、木下喜三治、木下喜三郎、河野初美、吉田徳、鍋島清、鍋島藤治、鍋島稔、日高数廣、鈴木章、和田好勝

美郷町役場 岡村キヨ子、後藤富巳、杉本城、梅田政光、梅田貞夫、林田数昭吉、小田長蔵、田村吉治、田村百三郎、本吉重喜、宇和田岩美、河野鉄三郎、鎌田昌人、甲斐卯太郎、甲斐丑五郎、甲斐正、甲斐半次郎、高野九市、高野新吾、黒木輝明、春田太兵衛、前田直、梅田ツネ、梅田増弥、姫地寿治、岩倉末治、岩田猪之吉、菊田弥平、黒木清作、神田敏郎、西尾和宏、早谷幸作、日吉辰弥、日高トミ子、日高初、畑中熊太郎、岡村キヨ子、後藤富巳、梅田政光、梅田貞夫、遠山光治、鎌倉代八、甲斐幸右衛門、甲斐道蔵、黒田伊勢治、山田秀徳、小園ミワ子、早谷堅志、梅田ヨシノ、園田亀治、花田大四郎、菊池友一、菊田直治、石田壽吉、川口藤作、河野雄三、後藤美利、甲斐萬、高原カメ、佐藤菊子、山口富美夫、山田統祥、石井卯之助、石崎厚美、川口宇喜夫、藤田健光、藤田政一、尾形宏文、尾形茂吉、堀田正、万膳洋三、中田伊三郎、甲斐宅治、岡田寿三郎、岡田亦平、河津英徳、河津八平、河内勝美、後藤孝市、甲斐正美、甲斐仲治、甲斐武男、甲斐和三治、甲斐昂、高松幾弥、高田フミ子、高田徳蔵、黒田千保美、黒田宣代、黒田律子、山浦一彦、山本市治、小松重五郎、小松敏美、小松峯治、小松隆美、松岡清、松田卯之助、森田太喜雄、森田徳太郎、森田芳一、神力仲治、杉本ハル、杉本富士枝、石崎厚美、中村米実、中村豊、中本幸志、長田鉄治、田原円蔵、田口カネ、田口亀雄、日高満喜次郎、富高國太郎、本吉次男、門田タカ、門田京子、門田健、門田光博、門田耕一、門田尚幸、矢野亀男、廣島悦男、大津朝富

諸塚村役場 甲斐ミ子、甲斐忠、松岡久次郎、甲斐春弥、甲斐章、金丸啓子、甲斐廣美、黒木虎男、山本令賢、秋本久一、西田菊衛、川口新作、中村政一、中村万治、田崎耕之助、田中節代、藤井義夫、藤本与一郎、末松ケサ子、松田利一、駒田シズ子、甲斐平吉、山崎今朝吉、川口吉徳、田口徳、林田熊之助、菊池光盛、菊池総市、森田ヨシ、丸岡喜三郎、岩倉丈一、岩倉明一、岩田又三郎、岩本幸一、広川敏文、広川林、甲斐治平、甲斐定彌、甲斐半五郎、甲斐敏文、甲斐不二男、甲斐与市、甲斐和生、高木末吉、黒木義雄、山口萬吉、山本熊市、山本宗正、山本辰弥、西田岩三郎、川口新作、川口彦市、川口利助、川崎栄治、中本幸志、渡辺龜太郎、内村庄三、内藤政撃、梅田実三郎、本田隆英、梅田春衛、御手洗良一、岩井武一、岩倉昭一、菊池政雄、甲斐キョウ、甲斐久、甲斐佐、甲斐晴雄、甲斐忠信、

高橋三二郎、黒木健、佐藤長右衛門、佐藤美智子、坂東正通、山崎光太郎、山崎忠信、緒方秋広、川崎宮治、川崎栄治、津田貞吉、藤岡清、藤田菊治、日吉辰弥、梅田和兵衛、福島春吉、菊池光夫、甲斐キョカ、山崎春太郎、山崎忠信、中田とし子

椎葉村役場 椎葉孝博、椎葉重吉、首藤憲司、首藤十月、椎葉忍、甲斐福見、椎葉鉄蔵、合原真知子、那須光儀、椎葉英樹、椎葉明男、椎葉龍太郎、那須泰昭、那須富貴雄、那須勉、那須和實、尾前俊悟、右田敏朗、甲斐兵次郎、高木定蔵、黒木功子、黒木信弘、黒木茂、小高ケサノ、石井富美子、大石秀子、田口ヤチヨ、那須ツギ、那須マツ、那須嘉人、那須健司、那須信幸、那須政太郎、那須文次郎、飯星唯平、江越敏子、江越満敏、甲斐高雄、甲斐今朝富、甲斐嗣和、甲斐盛光、甲斐福義、甲斐茂的、甲斐亮敏、黒木武、山下ユキエ、山田茂、清本國義、竹川アヤ子、椎葉キミ子、椎葉ミツエ、椎葉ミツ子、椎葉ヨシエ、椎葉一幸、椎葉岩蔵、椎葉恭範、椎葉銀蔵、椎葉五夫、椎葉孝雄、椎葉高男、椎葉志富、椎葉常蔵、椎葉政信、椎葉正實、椎葉忠次郎、椎葉貞義、椎葉定實、椎葉博介、椎葉敏子、椎葉文吉、椎葉満、椎葉勇、椎葉友雄、椎葉萬、那須マツノ、那須モモエ、那須伊太郎、那須久實、那須虎市、那須好雄、那須孝代、那須俊彦、那須辰次郎、那須鶴子、那須芳信、那須万平、那須國藏、迫田静江、尾前與市、妹尾みとめ、妹尾月子、藏座幸一、藏座良一、椎葉恵善、椎葉又太郎、椎葉實貴男、那須佐美、那須和寛、那須兌、尾前春雄、右田辨吉、原田一人、甲斐ミネノ、甲斐熊蔵、甲斐源太郎、黒木庄太郎、中瀬左右衛門、中瀬作右衛門、椎葉賢一、椎葉利男、椎葉龍磨、井上ハマエ、甲斐熊次郎、甲斐忠馬、黒木タエ子、黒木敬一、雑賀博、山崎茂義、松永純委、松永良見、瀬尾ツネ、椎葉熊義、椎葉謙蔵、椎葉佐市、椎葉咲男、椎葉清市、椎葉竹千代、椎葉八重子、椎葉富蔵、椎葉茂、椎葉傳次郎、椎葉岨男、那須クニエ、那須恒七、那須助市、那須政蔵、那須芳千代、那須茂人、北村フヂエ、藏座利貞、黒木等、右田武久、那須武勝、椎葉紀子、山中千夏

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成20年宮崎県告示第 134号によること。

宮崎県告示第 223号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成20年3月27日から平成20年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Contains data for National Route 2.

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Contains data for National Route 2.

宮崎県告示第 224号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成20年3月27日から平成20年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Contains data for National Route 2.

宮崎県告示第 225号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成20年3月27日から平成20年4月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Contains data for National Route 5.

**宮崎県告示第 226号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月27日から平成20年 4 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字堂尻5777番1地先から同郡同村同大字同字5777番1地先まで	旧	5.4 ~ 6.6	22.6
				新	11.6 ~ 21.9	22.6

**宮崎県告示第 227号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月27日から平成20年 4 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 218号	西臼杵郡日之影町大字七折字金尻12442番5地先から同郡同町同大字同字12404番1地先まで	平成20年 3 月27日

**宮崎県告示第 228号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月27日から平成20年 4 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字八重609番11地先から同郡同村同大字同字 609番11地先まで	平成20年 3 月27日

**宮崎県告示第 229号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月27日から平成20年 4 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字堂尻5777番1地先から同郡同村同大字同字5777番1地先まで	平成20年 3 月27日

**宮崎県告示第 230号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成18年宮崎県告示第 412号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画下水道事業 宮崎公共下水道

- 3 事業施行期間  
昭和42年8月22日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
平成18年宮崎県告示第412号の事業地に、宮崎市淀川一丁目及び中村東一丁目地内を追加する。  
使用の部分  
変更なし

## 宮崎県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成15年宮崎県告示第142号による日向延岡新産業都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称  
延岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画公園事業 8・4・22号 城山公園
- 3 事業施行期間  
平成2年2月6日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
延岡市本小路及び東本小路及び桜小路及び天神小路地内  
使用の部分  
なし

## 宮崎県告示第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 19-2	有限会社 大木産業 代表取締役 大木龍 喜	西都市大字三宅字 新町9275番1	6.00	55.13	平成20 年2月 18日
(日南) 19-4	宮川工務 店有限会 社代表取 締役宮川 平男	日南市大字板敷字 庚申石 276番6、 水路及び里道の一 部	4.00	27.21	平成20 年3月 7日

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 20年 3月 12日	NPO法人 開拓舎	有木 ひとみ	宮崎県西 諸県郡野 尻町大字 東麓2211 番地1	この法人は行政との連携を図りながら、地域住民や行政の要望に応え、いきいきと輝く地域や人々が増えることを願って活動することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年3月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグストアモリ西都店  
(仮称) マックスバリュ西都店  
西都市大字右松字三反田2134番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信  
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 3,635㎡  
(変更後) 3,558㎡  
(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
① 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 北東側建物南東側 141台  
南西側建物北西側 32台  
合計 173台  
(変更後) 北東側建物南東側 143台  
南西側建物北西側 30台  
合計 173台  
② 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 北東側建物南東側 (No.1) 40台、  
南西側建物北東側 (No.2) 30台、  
南西側建物北東側 (No.3) 34台  
合計 104台  
(変更後) 北東側建物南西側 (No.1) 41台、

南西側建物北東側 (No.2) 40台、  
南西側建物北東側 (No.3) 33台  
合計 114台

③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 北東側建物南西側 10.2㎡、  
南西側建物北西側 38.0㎡  
合計 48.2㎡  
(変更後) 北東側建物南西側 10.4㎡、  
南西側建物北西側 38.1㎡  
合計 48.5㎡

4 変更する年月日  
平成20年5月1日

5 変更する理由  
店舗形状及び駐車場のレイアウト見直しに伴い、店舗面積の減少、駐車場の台数、駐輪場の配置及び台数並びに廃棄物等保管施設の容量に変更が生じたため

6 届出年月日  
平成20年2月22日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間  
平成20年3月27日から平成20年7月28日まで

8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課  
(2) 期間  
平成20年3月27日から平成20年7月28日まで

9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。  
平成20年3月27日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 952号	肉骨粉	チキン肉骨粉	T N 9.0 T P 5.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成13年11月28日 至 平成25年11月27日
宮崎県第 953号	化成肥料	P K 163号	T N 1.0 C P 16.0 C K 13.0 内W K 10.0 C M g 4.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成13年12月18日 至 平成22年12月17日
宮崎県第 954号	肉骨粉	チキンミール	T N 9.0 T P 6.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本油脂工業株式会社	西都市大字穂北3556番地 6	自 平成14年1月31日 至 平成26年1月30日
宮崎県第 974号	副産動物質肥料	パピロ1号	T N 6.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成17年2月17日 至 平成23年2月16日
宮崎県第 977号	化成肥料	有機入り 397	T N 3.0 T P 9.0 内C P 6.0 T K 7.0 内C K 6.0 内W K 3.0 C M g 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成17年3月25日 至 平成23年3月24日
宮崎県第 955号	肉骨粉	チキン骨粉	T N 9.0 T P 6.5	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社都城化製	都城市高野町1237番地89	自 平成14年4月1日 至 平成26年3月31日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、A N : アンモニア性窒素、N N : 硝酸性窒素、T P : リン酸全量、C P : 可溶性りん酸、S P : 可溶性りん酸、W P : 水溶性りん酸、T K : 加里全量、C K : 可溶性加里、W K : 水溶性加里、A L : アルカリ分、S S i : 可溶性けい酸、S

Mg：可溶性苦土、CMg：く溶性苦土、WMg：水溶性苦土、CMn：く溶性マンガン、WMn：水溶性マンガン、CB：く溶性ほう素、WB：水溶性ほう素

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、五ヶ村西地区県営土地改良事業（高千穂町、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 3 月27日から平成20年 4 月24日まで
- 3 縦覧場所  
高千穂町役場農地整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、宇都地区県営土地改良事業（高原町、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 3 月27日から平成20年 4 月24日まで
- 3 縦覧場所  
高原町役場農政畜産課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、北岡松地区県営土地改良事業（えびの市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 3 月27日から平成20年 4 月24日まで
- 3 縦覧場所  
えびの市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、山中地区県営土地改良事業（小林市・高原町、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 3 月27日から平成20年 4 月24日まで
- 3 縦覧場所  
小林市役所農村整備課内、高原町役場農政畜産課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業（古城下地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 3 月27日から平成20年 4 月24日まで
- 3 縦覧場所  
宮崎市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業（天ヶ山地区、ため池等整備事業）の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間  
平成20年 3 月27日から平成20年 4 月24日まで
- 3 縦覧場所  
宮崎市役所農村整備課内

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
酒 谷	日南市	中山間地域総合整備事業	平成20年 3 月 7 日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成20年 3 月27日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
日向市大字財光寺字菜切1266番 1 及び1267番 1	宮崎市新栄町11番地 株式会社 マエムラ

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月二十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第八号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和四十五年宮崎県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十八年宮崎県人事委員会規則第二号)の別表第一の」を「初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十八年宮崎県人事委員会規則第二号)別表第一及び病院事業職員の給与に関する規程(平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第九号)別表第二に定める」に改める。

別表第一職員採用試験(大学卒業程度)の項中「研究職級別職務分類表の級二級」を「研究職級別職務分類表の級一級」に改める。

別表第二職員採用試験(大学卒業程度)の心理の項出題分野の欄中「教育心理学、応用心理学、社会調査」を「応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法」に改め、職員採用試験(大学卒業程度)の機械の項出題分野の欄中「機械力学」を「機械力学・制御」に改め、職員採用試験(大学卒業程度)の項区分試験の欄中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

別表第三職員採用試験(大学卒業程度)の項中

「栄養士」を

「管理栄養士」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十年三月十九日から適用する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十七日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉武

宮崎県人事委員会規則第九号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和四十八年宮崎県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二号中「表彰若しくは」を「表彰又は」に改める。

別表第一の研究職給料表級別標準職務表の表中

1	級	試験研究機関の補助的研究を行う技師の職務
2	級	技師の職務
3	級	1 試験研究機関の部長の職務
		2 試験研究機関の副部長の職務
		3 主任技師の職務

を

1	級	技師の職務
2	級	主任技師の職務
3	級	1 試験研究機関の部長の職務
		2 試験研究機関の副部長の職務

に

改める。

別表第一の研究職給料表級別資格基準表の表中

大 学 卒	-----	0
-------	-------	---

を

大 学 卒	0	-----	0
-------	---	-------	---

に改める。

別表第三の大学卒の欄第四号(1)中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

別表第六の行政職給料表初任給基準表の表中

「2級41号給」を「1級41号給」に改め、同表の

備考第六項中「5年までの年数」を「5年を超える経過年数」に、「3年までの年数」を「3年を超える経過年数」に改め、「5号給」とあるのは「3号給」とを前り、「同項第3号中」を「同項第4号中」に改める。

別表第六の研究職給料表初任給基準表の表中

「2級1号給」を「1級25号給」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成20年3月15日現在次のとおりである。

平成20年3月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友 慶二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,794人  
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 223,283人

宮崎県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成20年3月15日現在次のとおりである。

平成20年3月27日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友 慶二

日向市選挙区 17,255人

## 県議公告示

宮崎県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月二十七日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

### 宮崎県議会告示第一号

#### 宮崎県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年宮崎県議会告示第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条」を「第五条」に改める。

第三条の見出し中「会派」を「会派等」に改め、同条中「第五条」を「第六条」に改める。

第四条中「第六条」を「第七条」に改め、「代表者」の下に「及び議員」を加える。

第五条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、「別記様式第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第六条中「第八条」を「第九条」に、「別表」を「会派に係る政務調査費については別表第一、議員に係る政務調査費については別表第二」に改める。

第九条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第一項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に、「三十日」を「六十日」に改め、同条第二項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

3 前各号に定めるもののほか、条例第十三条第二項及び第三項の規定による収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第八条中「経理責任者」の下に「及び議員」を加え、同条を第九条とする。

第七条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条中「第九条」を「第十条」に、「収支報告書」を「収支報告書等」に、「別記様式第六号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(収支報告書への証拠書類の添付)

第七条 条例第十条第四項の規定による証拠書類の添付は、別記様式第七号により行うものとする。

2 条例第十条第四項の証拠書類を取得することが困難な場合には、別記様式第八号の支出証明書をもって、これに代えることができるものとする。

別表を別表第一に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第 2 (第 6 条関係)

項 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資 料 作 成 費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資 料 購 入 費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広 報 費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事 務 費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

※ ( ) 内は例示

別記様式第一号中「第4条第1項」を「第5条第1項」と改める。  
別記様式第二号中「第4条第1項」を「第5条第1項」と改める。  
別記様式第三号中「第4条第2項」を「第5条第2項」と改める。  
別記様式第四号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

宮崎県知事

殿

宮崎県議会議長

氏名

印

政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について

宮崎県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について  
別紙会派結成（異動、解散）届のとおり
- 2 議員について  
別紙議員名簿のとおり

別記様式第五号中「第 7 条第 1 項」や「第 8 条第 1 項」を「但し」や「ただし」と改める。

別記様式第六号中「(第 7 条関係)」や「(第 8 条関係)」を「収支報告書(写)」や「収支報告書等(写)」を「規程第 7 条」を「規程第 8 条」を「収支報告書の写し」や「収支報告書等の写し」と改め、同様式を別記様式第九号とし、別記様式第五号の次に次の三様式を加える。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

年 月 日

宮崎県知事

殿

議員氏名

㊦

年度政務調査費請求書

宮崎県政務調査費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求いたします。

記

金

円

ただし、 年 月分～ 年 月分





附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宮崎県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

正 誤

平成十九年十月一日付け県公報（号外第百五号）中

ページ	段	行	誤	正
五	上	二十四	当該先機関	当該出先機関
五	上	三十	各部広報計画書	各部広報計画書